（規約の承認の申請）

第三条　（略）

２　法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三　（略）

四　企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、次条第一項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類

五・六　（略）

３・４　（略）

（削る）

（規約の軽微な変更等）

第五条　法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。

一～十七　（略）

十八　法令の改正に伴う変更に係る事項（法第三条第三項第七号及び第七号の二に掲げる事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。）

２　（略）

（加入者情報等の通知）

第十条　事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一～三　（略）

四　企業型年金規約において、令第十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる事項を定めているときは、その旨

２　（略）

（事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知）

第十一条　（略）

２～10　（略）

11　事業主は、新たに前条第一項第四号に規定する場合に該当することとなったとき又は該当しなくなったときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

（規約の承認の申請）

第三条　（略）

２　法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三　（略）

四　企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、次条第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類

五・六　（略）

３・４　（略）

（連合会への通知事項）

第四条の四　法第四条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第三条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた規約について同条第一項の承認を受けた事業主の名称及び住所

二　厚生労働大臣が法第三条第一項の承認をした年月日及びその承認を受けた規約に基づく企業型年金を実施する年月日

三　前二号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

２　前項の規定は、法第五条第一項の変更の承認の申請及び法第四十六条第一項の終了の承認の申請について準用する。

（規約の軽微な変更等）

第五条　法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。

一～十七　（略）

十八　法令の改正に伴う変更に係る事項（法第三条第三項第七号から第七号の三までに掲げる事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。）

２　（略）

（加入者情報の通知）

第十条　事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一～三　（略）

（新設）

２　（略）

（事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知）

第十一条　（略）

２～10　（略）

（新設）